

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社東京エネシス		コード	1945
提出日	2023/6/8	異動(予定)日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	田中 等	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	西山 茂	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	長谷川 園恵	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
4	伊藤 直哉	社外取締役	○											△				新任	有
5	稲垣 宜昭	社外取締役	○								△		△					訂正・変更	有
6	二宮 照興	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
7	森 秀文	社外取締役	○														○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		田中等氏は、弁護士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
2		西山茂氏は、大学院(ビジネススクール)教授及び公認会計士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
3		長谷川園恵氏は、公認会計士及び税理士として高度な専門知識を有していることから、当社経営の監督、指導に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
4	伊藤直哉氏は、2023年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、直前事業年度の同社との取引額は連結売上高の1%未満であります。	伊藤直哉氏は、損害保険会社等の役員としての経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	稲垣宜昭氏は、2014年2月まで当社の主要な取引先であり、かつ、主要株主(議決権比率26.5%)でもある東京電力ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。同社を退職後、既に9年を経過していることから独立性に問題は無いと判断しております。なお、直前事業年度の同社並びに同社の完全子会社である東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社との取引額は連結売上高の20.6%であります。	稲垣宜昭氏は、電力会社等での長年にわたる総務・監査業務の実績があることから、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
6		二宮照興氏は、弁護士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
7		森秀文氏は、税理士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外監査役としての経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。